

# 沖縄アリーナ利用案内

## 1. 利用日時

### 1.1. 利用可能日

本施設は原則無休とし、1月1日より12月31日を利用可能日とします。但し、設備等のメンテナンス又は沖縄アリーナ株式会社が必要と判断したときには、施設の一部又は全部の利用を休止する場合があります。

### 1.2. 基本利用時間

基本利用時間は10時より22時までの間の連続した12時間とします。

### 1.3. 延長利用時間

基本利用時間以外は、書面による事前申請の上、沖縄アリーナ株式会社が承認した場合に限り利用可能とします。

## 2. 利用料金

### 2.1. 利用料金区分

#### (1) 基本料金

- ① 基本利用料金は、メインアリーナのイベントフロア及び観客席1層目（移動式観客席＋固定式観客席）の利用が含まれ、観客席2層目、観客席スイート、ホール及びラウンジの利用は含まれません。尚、基本利用料金は平日と土日祝休日に区分され、年末年始（12月29日～1月3日）、ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）、その他、沖縄アリーナ株式会社が定める期間は土日祝休日に区分します。
- ② 観客席2層目及び観客席スイートの利用を希望する場合は、書面による事前申請の上、沖縄アリーナ株式会社が承認した場合に限り、追加料金を支払うことで利用可能となります。
- ③ ホール及びラウンジを含むメインアリーナ全施設の利用を希望する場合は、書面による事前申請の上、沖縄アリーナ株式会社が承認した場合に限り、追加料金を支払うことで利用可能となります。

#### (2) 延長利用料金

基本利用時間を超えて利用する延長利用時間において、1時間毎に発生する利用料金です。尚、延長利用料金には、平日と土日祝休日の区分はありません。

#### (3) その他料金

- ① 附属設備等の使用を希望する場合は、書面による事前申請の上、沖縄アリーナ株式会社が承認した場合に限り、附属設備利用料金を支払うことで利用可能となります。
- ② 水道光熱費等

## 2.2. 利用料金詳細

		基本利用時間 1000-2200 (12時間)		延長利用時間 2200-1000 (1時間毎)
		平日	土日祝休	
メインアリーナ	イベントフロア	¥900,000	¥1,800,000	¥150,000/時間
	観客席 1 層目			
	観客席 2 層目	¥60,000	¥120,000	¥10,000/時間
	観客席 スイート	¥60,000	¥120,000	¥10,000/時間
ビルディング	ホール 5 F	¥60,000	¥120,000	¥10,000/時間
	ホール 4 F	¥60,000	¥120,000	¥10,000/時間
	ラウンジ 3 F	¥60,000	¥120,000	¥10,000/時間
	ラウンジ 1 F	¥60,000	¥120,000	¥10,000/時間

上記記載以外の利用料金の詳細については、利用予約時に沖縄アリーナ株式会社に照会してください。

なお、メインアリーナの観客席 2 層目及び観客席スイート、並びにビルディングの各ホール及び各ラウンジ等の単独利用は別料金となります。詳細は事前にお問い合わせください。

## 3. 利用申込

### 3.1. 利用許可申請

- (1) 利用希望者は、沖縄アリーナ利用許可申請書（様式第 1 号。以下、「利用許可申請書」という。）に必要事項を記入し、沖縄アリーナ株式会社へ提出してください。附属設備の使用を希望する場合は、沖縄アリーナ附属設備利用許可申請書（様式第 8 号。以下、「附属設備利用許可申請書」という。）も併せて提出してください。原則として、電話等による口頭の申込、あるいは代行業者による申込等、利用希望者による上記書式提出以外の利用申請は受理しません。
- (2) 利用許可申請書は、利用予定日の 3 年前から受理するものとします。
- (3) 沖縄アリーナ株式会社は、利用予定日の 6 ヶ月前までに「沖縄アリーナ利用許可書（様式第 2 号。以下、「利用許可書」という。）」を利用希望者に交付します。
- (4) 利用予定日の 6 ヶ月前までに利用許可書を受領した利用希望者は、利用許可書交付日から起算して 14 日以内に全利用料金の 50%相当額を沖縄アリーナ株式会社の指定口座（以下、「指定口座」という。）に振込んでください（手数料等は利用希望者にて負担。以下同様）。尚、利用料金残金（全利用料金の 50%相当額）は、利用予定日 6 ヶ月前までに指定口座に振込んでください。
- (5) 利用予定日まで 6 ヶ月以内の利用許可申請に関しては、沖縄アリーナ株式会社は利用

申請受理後、利用許可をする場合には可及的速やかに利用許可書を交付するものとし、利用許可書の公布を受けた利用希望者は、利用許可書交付日から起算して 7 日以内に利用料金の全額を振込んでください。ただし、利用予定日が利用許可交付日から 7 日以内の場合は、指定管理者の定める期日までに利用料金の全額を振込んでください。

- (6) 利用日の利用実績により発生した追加の利用料金等は、利用最終日の翌月末迄に指定口座に振込んでください。
- (7) 原則として、利用許可申請にかかる手続は本項記載の手続によるものとしますが、沖縄アリーナ株式会社が別途認めるときには、この限りではありません。

### 3.2. 利用許可方針

- (1) 沖縄アリーナ株式会社は、沖縄市が定める沖縄アリーナ条例の設置目的等に則り、スポーツ及び文化の振興を図り、地域及び沖縄県の活性化に寄与し、又は施設の価値及び効用を最大限に高める利用許可申請を優先的に許可する方針とします。
- (2) 次の場合は利用を許可しません。
  - ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - ② アリーナの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - ③ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - ④ その他、沖縄アリーナ株式会社が不適當であると認めるとき。

### 3.3. 利用変更

- (1) 利用希望者が利用許可書を受領後に利用許可申請書の記載内容を変更しようとする場合は、沖縄アリーナ利用変更申請書（様式第 3 号。以下、「利用変更申請書」という。）及び利用許可書を沖縄アリーナ株式会社へ提出してください。
- (2) 沖縄アリーナ株式会社は、変更を許可するときには、沖縄アリーナ利用変更申請許可書（様式第 4 号。以下、「利用変更申請許可書」という。）を交付します。

### 3.4. 利用取止

- (1) 利用希望者が利用開始前に沖縄アリーナの利用を取止ようとする場合は、速やかに沖縄アリーナ利用取止届（様式第 6 号。以下、「利用取止届」という。）及び利用許可書を沖縄アリーナ株式会社へ提出してください。

### 3.5. 利用許可取消

- (1) 次の場合には、利用許可書の交付後であっても、沖縄アリーナ株式会社は利用許可を取り消し又は利用の制限もしくは中止を命じることがあります。
  - ① 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
  - ② 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

- ③ 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
  - ④ その他、本利用案内に記載の遵守事項に違反した場合など、沖縄アリーナが必要と認めるとき。
- (2) 沖縄アリーナ株式会社が利用許可の取り消し又は利用の制限もしくは中止を命じる場合には、沖縄アリーナ利用許可取消（制限・中止）通知書（様式第5号。以下、「利用許可取消通知書」という。）により利用希望者に通知します。但し、沖縄アリーナ株式会社が緊急又は特別な理由があると認める時には、口頭により通知をすることができるとします。その場合、利用希望者は如何なる場合でもその指示に従い、直ちに利用の取り消し又は利用の制限もしくは中止をするものとします。

### 3.6. 利用料金の不還付

- (1) 次の場合には既に納入された利用料金は、キャンセル料として消費税相当額を含め全額不還付とします。また、次の場合であって、利用料金の一部又は全部を払込前の場合、消費税相当額を含めた未納付の利用料金相当額をキャンセル料として請求させていただきます。
- ① 利用希望者が利用取止する場合。
  - ② 利用変更申請を沖縄アリーナ株式会社が許可しない場合。
  - ③ 利用許可の取り消し又は利用の制限もしくは中止を沖縄アリーナ株式会社が命じた場合。

## 4. 利用者の遵守項目

### 4.1. 利用者は、次の項目を遵守するものとします。

- (1) 利用希望者は理由の如何に関わらず、施設等利用にかかる権利又は利用希望者としての地位を第三者へ譲渡、担保に供し又は貸与しないこと。
- (2) 定められた期日までに利用料金を納入すること。
- (3) 場合定められた定員または定量を遵守すること。
- (4) 利用許可申請書に虚偽の記載事項をしないこと。
- (5) 正当な手続きをとらず、利用許可申請書の内容等を変更しないこと。
- (6) 沖縄アリーナ株式会社の事前の書面による許可なく施設の名称、所在地、建物・附属設備等の全体あるいは一部の画像もしくは映像、その他商標・意匠等を利用しないこと。
- (7) 沖縄アリーナ株式会社の事前の書面による許可なく、本施設または本施設利用に関わる宣伝行為、物品販売、寄付行為を行わないこと。
- (8) 沖縄アリーナ株式会社の事前の書面による許可なく、旗又はのぼり等の掲揚、看板等の設置、壁又は柱等への張り紙、釘打等を行わないこと。
- (9) その他、本利用案内に疑義が生じた場合等には沖縄アリーナ株式会社との協議に応じ、

誠実に対応するものとし、本施設等の利用に関しては、沖縄アリーナ株式会社の指示に従うこと。

## 5. 原状回復

5.1. 利用者は利用終了後速やかに沖縄アリーナの施設、設備、備品を原状に回復し担当者の点検を受けていただきます。利用者が沖縄アリーナの施設を破損、損傷、滅失、汚損したときは、利用者および担当者双方立会いのもとでその状況を確認し、沖縄アリーナ株式会社に生じ、または生じる恐れのある損害（逸失利益を含む）及び施設の改修又は修繕等の実費相当額を沖縄アリーナ株式会社に対し補償するものとします。

## 6. 免責

6.1. 利用期間中における、人身事故、盗難、破損事故、その他の事故で利用者、利用者の外注先、出演者、参加者または観客等に損害が生じた場合、沖縄アリーナ株式会社は故意または重大な過失がないかぎり、その損害を賠償する責任を負いません。

6.2. 利用希望者が利用許可を取り消され又は利用の制限もしくは中止を命じられた場合、利用希望者がこれによって損害を受けても沖縄アリーナ株式会社はその損害を賠償する責任を負いません。

6.3. 天災地変、その他不可抗力等に起因して、利用希望者が利用予定日に施設利用が不可能な事態が生じたことにより、利用希望者が損害を受けた場合、沖縄アリーナ株式会社は故意または重大な過失がないかぎり、その損害を賠償する責任を負いません。

### 附則

本「沖縄アリーナ利用案内」は予告なく改訂される場合があります。

### 履歴

令和元年 10 月 1 日制定

### 改定